

工事請負変更契約書

1 工事番号 第 号

2 工 事 名

3 工事場所 市（郡） 町 地内

〔 契約担任者職氏名 〕（以下「発注者」という。）と 〔 受注者職氏名 〕（以下「受注者」という。）とは、
年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約を次のように締結する。

（中間前金払の変更）

第1条 原契約書に第37条を次のように定める。

第37条 受注者は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、第34条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

ただし、この場合において、受注者は、発注者に対してあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。

一 工期の2分の1を経過していること。

二 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。

三 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 発注者は、前項ただし書の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9 受注者は、第5項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

10 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

11 受注者は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

12 受注者が中間前払金の支払を受けているときは、第34条第4項から第6項までの規定は適用しない。

13 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払回数の変更)

第2条 原契約書第38条中「回」を「回」に改める。

(債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更)

第3条 原契約書の第42条を次のように改める。

第42条 債務負担行為に係る契約の中間前金払については、第37条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第37条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。

2 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第37条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について中間前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第11項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更)

第4条 原契約書の第43条を次のように改める。

第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(B)

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額） / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回
年度	回
年度	回

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

(注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。